

償却資産（固定資産税）の申告について

償却資産は固定資産税の課税対象です。

市内に事業用の償却資産を所有している法人または個人の事業者は、毎年1月1日現在の所有状況を市長に申告することが義務づけられています。令和2年1月1日現在で、市内に所有している償却資産を申告してください。



● 申告が必要な人

- 令和2年1月1日現在、市内で事業をしている法人または個人
- 令和2年1月1日現在、市内の事業者に事業用資産を貸し付けている法人または個人

提出期限

令和2年1月31日(金)

提出方法

郵送または直接、税務課(窓口107番)へ。eLTAXでも提出できます。
※ 申告用紙・申告の手引きは市のホームページからダウンロードできます。

● 固定資産税（償却資産）について

1. **申告義務者**＝地方税法第383条の規定により、1月1日現在における償却資産の所有者は申告義務があります。
2. **免税点**＝課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。ただし、150万円未満であっても申告は必要です。
3. **税額**＝課税標準額に税率(1.4%)を乗じた額です。
4. **申告調査について**＝未申告の場合や申告内容の確認のために地方税法第353条および第408条に基づいて申告義務者に問い合わせや資料提供の依頼を行っています。申告調査について、ご理解・ご協力をお願いします。

問合せ＝税務課 固定資産税第2係(内線284・285)

ならジョブカフェセミナー（令和2年1月）

日時＝①1月15日(水)「コミュニケーションカアップセミナー」、②23日(木)「面接対策セミナー」、③30日(木)「就活スタートセミナー」①・②：13時30分～16時30分、③：9時50分～11時50分

場所＝ならジョブカフェ(奈良市西木辻町)

対象＝就職活動中の学生やおおむね35歳未満の求職者(40代前半までの不安定就労者を含む)

定員＝各10人程度(先着順)

申込・問合せ＝12月19日(木)からセミナー前日までに、電話・FAXまたはホームページから、セミナー名・開催日・名前(ふりがな)・居住地の市町村名・電話番号・年齢・性別を、ならジョブカフェ(☎0742-23-5730・🌐0742-23-5757・<http://www.pref.nara.jp/item/63392.htm>)へ

(地域振興課)